

令和４年３月 定例教育委員会

日 時 令和４年３月２５日（金）９時３０分～

場 所 市役所１１階会議室１

出席者

（教育委員）

西本教育長 松野教育長職務代理者 萩原委員 古賀委員 中村委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 中尾図書館長 副島総務課長補佐 陣内学校教育部長 高島学校教育部次長兼学校教育課長 有富学校保健課長 高橋教育センター長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

（１）教育長報告

（２）令和４年１月分 議事録確認

（３）議 題

- ①佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件
- ②佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件
- ③学校施設の予防保全計画及び教職員住宅の整備計画の件
- ④佐世保市立図書館規則の一部改正の件
- ⑤佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件
- ⑥佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件
- ⑦佐世保市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正の件
- ⑧佐世保市幼児言語障害通級指導教室管理規則の一部改正の件
- ⑨佐世保市学校給食に関する条例施行規則制定の件

（４）協議事項 なし

（５）報告事項

- ①障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正について
- ②新たな人事評価制度にかかる「苦情処理実施要綱」及び「苦情等審査会実施要領」の策定について
- ③令和４年度佐世保市教職員研修計画について

（６）その他

- ①次回開催予定について

◆教育長報告

- 2月22日 定例教育委員会
中学校校長研修会
- 2月24日 3月定例市議会本議会・文教厚生委員会
- 2月25日 臨時教育委員会
- 3月 2日 文教厚生委員会
- 3月 4日 中学校副校長・教頭研修会
- 3月12日 トラックデザインコンテスト表彰式
- 3月17日 臨時校長研修会

【西本教育長】

おはようございます。定刻になりましたので、3月の教育委員会を開催いたします。

まずは、私から報告をさせていただきます。

3月の定例市議会も18日をもって終了いたしました。個人質問もございましたけれども、4人。中でもいろいろ建設的な意見もいただきました。スポーツに関する宮田市議の質問。それから、角田市議がマスク着用についての学校の考え方、取扱い方。それから、永田市議については教員不足についての対応。それから、最後に鶴市議から図書館の在り方についてということをしていただきまして、それぞれにお答えをいたしました。本当に応援もしてくださる内容の質問もあったのかなと思って、大いに参考にさせていただきたいと思います。後ほど概要版をお届けするかと思います。

それから、18日、最後の日に全員協議会を開きまして、これは3月定例市議会終了後でございましたけれども、学校再編について、今、素案をつくっておりますので、その内容を説明し、それから、昨日、文教厚生委員会の協議会を開いて、文教厚生委員会の中でも説明し、ご審議をいただいたところです。あと、新しい年度に入りまして、それぞれに重点的に取り組んでいくということを説明させていただいたところです。

今のところ、動きのところで、3月定例市議会関係は全て終わったということになっております。

それでは、早速、内容に入ってまいりたいと思います。

まず令和4年1月の議事録の確認につきましては、お手元にもう届いていると思いますが、その内容でよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、今日は協議事項はありません。報告事項はありますが、議題はかなりたくさんございまして、分厚い資料が届いてるかと思います。説明なさる事務局のほうは簡潔に説明をして、議事の進行にご協力をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議題のほうに入ってまいりたいと思います。

①佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件。事務局から説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料のほうは、事前にお配りしていただきました資料の、右上のほうに議題の①と書いております資料の1ページをご覧ください。

佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件でございます。

改正の箇所といたしましては3箇所ございまして、1点が、令和4年4月1日から教育総務部の中に教育施設課を創設いたします。これに伴う文言の整理等を行ったものでございます。

二つ目に就学援助費の支払い、もしくは給付の決定に関するものでございます。従来の就学援助費の給付の決定につきましては、市長の専決事項ということで、金額が多くなった場合には市長まで決裁を取らないといけなかったんですけども、そこを整理をいたしまして、教育総務部長の決裁で済むようにしたものでございます。

三つ目に押印廃止の見直しを今、佐世保市全体として進めておりますが、それに伴いまして、文言の整理をしたものでございます。

詳細は4ページをお開きください。新旧対照表をつけております。右側が新しい改正後の文言になります。

まず第1条、佐世保市教育委員会事務局に次の組織を置く。総務課の下に教育施設課、教育施設課の中に教育施設係を創設いたします。

これに伴いまして、第5条、事務分掌を修正しております。総務課の、従来、施設係が担っておりました業務を施設課に移すとともに、課が創設されました。5ページをお開きください。課が創設されましたので、課内の庶務を担うということになります。

併せまして、新しい学校推進室が従来の住民への対話を続けていくというところから具体的に再編事業を進めていくというフェーズに移るものですから、学校施設再編の施策の推進に関することということで、事務分掌の見直しをしております。

さらに、第7条の2でございますけれども、就学援助費の認定に関し、部長の専決事項とするという文言を加えました。

先ほどもご説明しましたが、金額に応じて、金額が大きくなった場合には市長まで決裁を取らないといけなかったものですから、そこを整理して、結果として事務の効率化を図りたいと思っております。

当該改正につきましては、令和4年4月1日から施行することにしております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、各委員のほうから何かご質疑等ございますでしょうか。

一つは施設の再編ということと、もう一つは法律の改正に伴うものということでございますので、よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、この①の佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件については、提案のとおり、お認めいただくことでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのように決することにいたしました。

次は②です。佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件について、ご説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は、本日机の上に配付しておりました当日配付①をご覧くださいませでしょうか。1枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。右上のほうに議題②と記載しております。

佐世保市学校物品会計規則の一部改正の件でございます。

佐世保市全体の物品会計規則の見直しが行われたことに伴い、学校の物品会計規則も併せて見直しを行うものでございます。

見直しのポイントがいくつかありまして、1ページの中頃、主な改正内容と記載しております。

1点目が、物品会計規則もちょっと古くなりまして、文言の整理等を行う必要があったものですから、文言のほうの整理を行い、併せて、物品の出納の用語の定義を行ったものでございます。

二つ目に、従来、備品を金額で区分しているんですけども、3万円以上のものを備品としていたものを5万円以上に、備品に関する基準を引き上げる改正をしております。

10ページに財務会計の適正化を図るために、物品受払簿を新たに創生しまして、今後、管理を義務づけていく改正をしております。学校におきましては、実は従来から任意で物品受払簿が作成されておりまして、事務の適正化には問題がないんですけれども、物品会計規則に位置づけることで今後徹底を図りたいと考えているものでございます。

最後に、備品が5万円に引き上げられた関係で、机、椅子及び収納家具につきまして

は、物品の管理を今後しやすくするために、従来は5万円以上の備品であれば備品シールを貼ってたんですけども、物品シールを貼るように見直しを行っております。

1枚開きまして、2ページをお開きください。同じく新旧対照表のほうで説明をしたいと思います。右側が改正後の文言でございます。

まず、第1条については文言の整理をさせていただきました。

第3条におきまして、言葉の定義を行っております。出納という言葉の「出」と「納」を分けて、それぞれの文言の説明をいたしております。

条が飛びまして、第4条に1品目の取得価格を5万円以上とするという文言を加えております。あわせて、アンダーラインが引いてありますけども、公印の取扱いについては変わっておりません。条がずれている関係でアンダーラインが引かれております。

3ページをお開きください。

物品の管理を徹底するために、物品の請求という項目を加えております。これも職員が物品の交付を受けようとするときは、学校長に請求し、承諾を得なければならないということで、これまでも学校でも同じ取扱いをされてきているものでございます。

さらに、第9条をご覧ください。帳簿を備え付けるようにしております。

従来は「物品管理台帳を整備しなければならない」という文言がございまして、この物品管理台帳の中に、運用上、備品台帳、図書台帳、物品受払簿なるものがありました。これを明確に規定のほうに記載することにしたものでございます。学校での取扱いは従来と変わりません。

さらに、4ページをお開きください。受払簿に記載する物品の項目を挙げております。

一つ目が郵便切手、はがきその他金品に属するもの、二つ目に理科用の薬品、三つ目にその他教育長が管理する必要があると認める物品としております。

第11条ですけども、教育長が指定する時期に校長は確認をしなければいけないとしております。学期ごとに確認をしていただこうかと思っております。今もほとんどの学校でそういった取扱いをされておりますので、その運用にしたいと考えております。

さらに、5ページをお開きください。

右側の表、一番上でございますけれども、5万円以上が備品となりますので、5万円を下回るもののうち、椅子や机、収納家具につきましては、保管転換といいまして、所属が変わる可能性とか多くありますので、ここら辺については物品の管理を徹底しなければいけないので、備品シールは貼りませんけれども、物品シールのほうは貼って管理をしたいと考えております。

それ以外は文言の整理をしたものと、6ページに規則改正に伴います様式を定めているものでございます。

7ページ以降の様式で公印の押印等の見直しをしております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、委員のほうから何かご質疑等ございますでしょうか。

古賀委員。

【古賀委員】

教えてもらいたいんですけど、評価額が3万円から5万円以上変わったのは、5万円という基準になる何かがあって5万円となったんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

特にここ30年で物価の変動等はないんですけども、再度、備品等を見直したものだと思います。自治法上は、備品というのは恒久性があって長く使うものみたいな抽象的な書き方をされています。

複式簿記ではありませんので、減価償却等の会計処理が必要ないものですから、結構、曖昧な取扱いを従来していたというところで、人によって物品だったり備品だったりしていたということが過去にあり、そのときに3万円という基準を設けた経緯があります。

そのときはあまり調査等を行ってなかったんですけども、再度、全体を見回したときに、そういう自治法上にのっとって恒久性があるようなものという定義を見直した場合、5万円という基準が適当じゃないかと。あと、事務の効率化を図るときに、あまり細かく備品扱いをしてしまうと事務が煩雑になるというところの見直しをかけたということで、今回の見直しに至ったものでございます。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

特に5万円というのは、いろいろ基準は法律とか何とかにはないんですね。

総務課長。

【松尾総務課長】

自治法上に、どれが備品ですよという基準があるわけではないです。

【古賀委員】

補助金とか助成金で購入させてもらうときに、結構3万円以上は備品なので計上してくださいねみたいなのを言われるんです。そういうので3万円となっていたのかなと思うんですけど、そこが何か大きく変わったとかそういうことではなくて、ただ単に細かい物品としての備品の保管を選択する枠が、処分するとかという枠が増えたから、事務の手間が省けるかなというところでの5万円ということですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

一般に国や県の補助金の中で備品の定義づけをするときに、金額で線を引いたというのは見たことがないと思います。市が事業所のほうに補助金の説明をするときに、市の基準をもって3万円とご説明をしたものじゃないかなと思われます。それが今回5万円になることによって、5万円に見直される可能性はあるのかなと感じます。

【古賀委員】

なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

消耗品の部類も増えてきているので、指摘を受けやすいんです。ちょっと管理が難しいので。監査あたりで指摘を受けたのがそこで。

物品に限らず、薬品の管理とかもちゃんと明文化して、各学校でしっかりと管理をしていただくというのもあって、細かく取扱いを決めたというのが今回のです。

【古賀委員】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

松野委員。

【松野教育長職務代理者】

机、椅子の取扱いですが、今回からは、新しく購入した机、椅子に関しては物品シールを貼って管理をします。以前、これまで購入している机、椅子は備品扱いですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

今後、購入するものについて5万円を基準にするのであって、これまで購入したものは3万円基準のもので、これまで備品扱いしていたものが今回の規則改正によって備品になるということはございません。

【松野教育長職務代理者】

これまでの机、椅子は備品ということですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

はい、そのとおりでございます。

【西本教育長】

整理をしていかないといけないです。

【松野教育長職務代理者】

数がかなり多いものだからですね。

分かりました。

【西本教育長】

それでは、お諮りします。

2番目の佐世保市立学校物品会計規則の一部改正の件については、原案のとおりでご承認いただけますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのように取り計らいたいと思います。

次です。学校施設の予防保全計画及び教職員住宅の整備計画の件について、説明をお願いします。

総務課長。

【松尾総務課長】

同じく当日配付資料の①、9ページをお開きください。

学校施設の予防保全計画及び教職員住宅の整備計画の件でございます。

委任規則によりまして、2,000万円を超える工事につきまして、その予定、計画をした時点で教育委員会の承認を受ける必要がございます。ただ、2,000万の工事、意外と、通常の外壁を改修したりとかちょっとした改修でも超えるものですから、1件1件をご説明するわけにはいかないの、全体的な計画を説明したいと思っているものでございます。

先に１２ページをお開きください。横向きの資料で、カラーで印刷をしているものでございます。

学校施設はなかなか更新が進まず、特に高度成長期に建設した学校校舎等の学校施設が老朽化しております。それに伴いまして、外壁の塗材が剥離落下するという事故等も発生しておりまして、それを適切に管理する必要がございます。

令和元年に外壁が３か所、三つの学校で一斉に落ちるという事故があったものですから、一斉に外壁点検を行いまして、令和３年度、今年度をもちまして全ての学校の改修が終わったところでございます。今後、そういった外壁が落下するような危険部位の発生するような状況をぜひとも防ぎたいということで整理を行ったという経過がございます。

これまではフォールト欠損や欠陥を学校の教職員の先生に見つけていただいて、それを総務課に連絡をいただいて修理をする事後的対処を行ってございましたけれども、なるべく、例えば一定期間が過ぎれば外壁の改修を行う等、計画的に予防する形で保全事業を進めたいということで、今回の見直しをするものでございます。

そういった全体の考え方をここで記載しているものでございますけれども、右上の改修サイクルのところだけちょっと説明をさせていただきます。

ほとんどの学校施設の校舎は鉄筋コンクリートで造られています。鉄筋コンクリートがどのくらいもつのかというのは学術ごとに違ったり、８０年もつよとか、１００年もつよといろんな見解がある中で、一応８０年を想定いたしまして、真ん中の４０年で区切って、４０年目を迎えた校舎について健全性調査を行って、「あ、これはもう劣化が激しいので、建て替えよう」とか「これはまだまだ使えるので、長寿命化しよう」という判断をするようにしております。

４０年を迎えるまでの間は、例えば、外壁改修であれば２０年に一度、塗材を塗り直す等の計画的な改修を行う。４０年目で１回見直しをして、今後の方向性を決めるという改修サイクルのほうを想定して、何とか市内にある学校の各施設について、この改修サイクルが当てはまるように今後施策を取っていきたいと考えているものでございます。

１３ページをお開きください。

そういったことで１３ページですけども、今後５年間程度を見通したときに、学校施設の管理をどうしていくのかという全体像がここに記載されております。

上の表ですけども、学校施設更新年次計画と呼んでいますが、これは長寿命化もしくは改築、抜本的に学校の施設を見直すということでございます。学校施設の見直しに当たっては、今、再編の取組をしておりますので、再編計画と一体的に進めていかなければいけないというのがまず１点。それと、なるべく定性・定量的に学校施設の分析を行いまして、感覚で、「この学校から始めるべきかな」じゃなくて、劣化度評価、客観的な評価に基づいて対象校を決めていくということで、ここを取り組みたいと思っております。

現在、着工しているのが清水中学校。今後、着工するのは皆瀬小学校、中里中学校を考えております。これはそういった劣化度評価をした結果、優先順位が高いということ

で、今後、建て替えの候補に当たっているものでございます。

左下のほうに予防保全（機能回復）と書いているものが、先ほど言った一定スパンの中で改修を行うと考えているものでございます。一つが外壁や屋上防水。もう一つが施設の維持です。例えば、受水槽や高圧受電、もしくはポンプ類につきましても、そういった計画的な保全を図りたいと思っているものでございます。

さらに右下なんですけども、一方で既存施設の維持管理を行うとともに、今後、社会的なニーズの高まりと共に、環境改善を図るべき項目もあるものと考えております。現在進めているのが特別教室での空調設備の設置、それからトイレの洋式化。今後はＩＣＴ環境の整備等が出てくるものと思われまます。

資料は戻っていただきまして、１０ページをお開きいただけますでしょうか。

以上のような考え方で、今後、学校施設の整備を行うための計画が当該資料でございます。

各年度ごとに学校の施設を記載しておりまして、令和４年度におきましては３億７，９９８万７，０００円、これが全額、今、予算措置がなされているものでございます。令和５年度以降、７億円弱の事業費を今後要求をしていきたいと思っていまして、財政当局ともその話をさせていただいているところでございます。

下は環境改善でございまして、今、既に方針が決定しております特別教室の空調設備の設置、それから、トイレの洋式化について計上しております。令和４年度におきましては４億４，２０２万７，０００円。これも予算計上額と同額でございます。こちらは財政当局との調整も終わりました、方針が決定しておりますので、この計画で進めていくものと思われまます。

さらに続きまして、これも資料のほう飛びまして、１４ページをお開きいただけますでしょうか。

佐世保市が持っております教職員住宅が離島のほうにございます。宇久島と黒島と高島のほうに教職員住宅がありまして、それぞれの学校に勤務していただく教職員の方に住んでいただいております。どの学校も老朽化が進んでいて、住環境として劣悪な環境にありました。計画的に今、更新のほうを進めておりまして、今年度、黒島の古里住宅、学校のすぐ下にございます黒島住宅の建て替えが終わりました。もう完成をしておりまして、先週末、それから今週末、先生たちに引っ越しをしていただいている状況でございます。

今後、黒島は、もう一つ、田代住宅という住宅がございまして、その更新を図るとともに、宇久や高島の建物の更新も図っていききたいと思っているものでございます。

１５ページと１６ページには、それぞれ宇久と黒島、高島の住宅の更新の計画が載せてあります。特に宇久は、従来、神浦小学校、神浦中学校があった周辺の住宅もございまして、住宅の数が教職員に対して多い状況にありますので、その辺の調整、削減も図っていく中で施設の更新は進めたいと考えております。

資料は戻っていただきまして、１１ページをお開きください。

こちら各年度ごとに計画を記載しておりまして、令和４年度は予算措置も終わって

おりまして、宇久地区にございますエビスが丘住宅の新築の基本設計に取りかかることとしております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの事務局からの説明について、委員からご質問ございますでしょうか。

古賀委員。

【古賀委員】

10ページの計画表に5か年の計画が載っていると思うんですけど、その特別教室の空調で60個、計画がなされていると思うんですけど、下の米印の1に、「直近10年以内に施設更新が見込まれる10校を除く60校を計画対象とした」とあるんですが、この10年以内の施設更新が見込まれる学校というのは、何かしら工事があるから除かれているんですかね。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

先ほど説明しました13ページの一番上に、学校施設更新年次計画と書いております。これが学校再編の中で施設更新が必要なものと、それと、学校再編とは全然関係ないけれども施設を更新しますよ、もう悪いのでという学校について、ここで今後10年間の着手する日程というか、年次ごとの計画等を定めるつもりでおります。

まだ再編計画ができてないものですから、まだこの更新年次計画もできてないですけども、ここに定めて、せっかくエアコンを設置したけれども2年で建物が更新されてしまって無駄になたとか、なるべくそういったことが起きないように調整を図りたいと考えてるものでございます。

今、具体的に、どの学校はエアコンを設置したり、洋式化を設置したりして、どの学校がしないのかというふうに具体的に決めているわけではございませんけども、更新年次計画と整合を図りながら計画を進めていきますという意味で捉えていただければなと思っております。

【西本教育長】

よろしいですか。

【古賀委員】

同時進行で行われる可能性があるということですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

イメージはそうですね。ですから、施設の更新が予定されるので全くしないよじゃなくて、施設の更新と一緒にやりますよという意味で捉えていただければなと思っております。

【古賀委員】

少なくともこの４年間の間にはなされないということですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

そういった学校については、この４年間になされない可能性がございます。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

【古賀委員】

理科室とか扇風機を回せないの、ものすごく暑いんですよ。実験で飛んじやったりとかするので。だから、できれば早くしてもらいたい、助かります。

【西本教育長】

学校訪問のときも暑かったですね。

【古賀委員】

はい、暑かったですね。

【西本教育長】

皆さんおっしゃるので、できるだけ早くということで。

平準化を図らず、一遍にやればいいんですけど、その辺は順番を追って、なるべく早くということです。

ところで、この計画については財政のほうにも上げて、財政計画はオーソライズされてると見てよろしいんですか。

総務課長。

【松尾総務課長】

10ページの計画で言いますと、令和4年度は財政課との協議は整っておりまして、予算にも計上されているものでございます。

ただ、令和5年度以降は、エアコンとトイレの洋式化については協議が終わっていて、これは財政計画のほうに計上されていますが、一方の予防保全はまだ財政課のほうとは調整ができておりませんで、今後、令和4年度以降の財政計画に盛り込む中で調整協議を行っていく予定でございます。

【西本教育長】

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

【古賀委員】

すみません、環境改善でICTも同時にと言われたんですけど、この場を借りて。

ネットのつながりが悪いみたいです。そこを新年度に当たり、確認してもらえると助かります。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

今、1人1台端末を整備しました。令和3年度、今年度から本格的に使っている状況ですけれども、1人1台端末がLTEという電話回線を使った通信を行っておりまして、実は電話回線、電波が届きにくい学校がいくつかございました。今、契約を結んでいるのがソフトバンクをキャリアとして契約を締結させていただいているんですけども、そういった電波の状況が悪い学校については相談をさせていただいて、改善を図っていただいているところです。

具体的には、学校敷地内にアンテナを設置した学校もございますし、ルーター等の設備を学校内に入れた学校もございます。今、改善を行っているところですので、そういった取組を進めていきたいと考えております。

【西本教育長】

入りにくいところがあるのでしょうか。

【陣内学校教育部長】

ご自宅の電波の接続状態は、やっぱりそれぞれなんですよ。

【古賀委員】

学校でもみたいです。

【陣内学校教育部長】

学校については、日宇中で1回、接続がよくないと言われて調査をかけたんですけど、そのときはやり方が間違ってたみたいなんです。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、お諮りします。

3項目の学校施設の予防保全計画及び教職員住宅の整備計画の件について、ご承認いただいてよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、そのように取り計らいたいと思います。

4番目です。佐世保市立図書館規則の一部改正の件で、事務局から説明をお願いいたします。

図書館長。

【中尾図書館長】

それでは、資料は16ページをお開きください。

佐世保市立図書館規則の一部改正の件でございます。

中央公園リニューアルオープンの令和4年4月1日から、図書館駐車場が有料駐車場として供用開始することとなったため、佐世保市立図書館条例から規則に委任されていた事項について規定を整備するため、提案するものでございます。

具体的には、駐車料金の減免に関する規定と、駐車できる普通自動車の規格に関する規定を整備するものでございます。

資料は17ページをお開きください。

表に記載のとおり、駐車料金の減免に関する事項と駐車できる普通自動車の規格については、それぞれ条例から規則で定めることと委任されております。今回の改正により、減免できる車両として、①道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車。これは消防車、救急車、パトカー等でございます。②国又は地方公共団体の職員が防疫活動その

他緊急を要する公務を行うため使用する自動車、③その他市長が定める自動車を定めるものでございます。

また、駐車できる普通自動車の規格については、長さ５メートル以下、幅２メートル以下と定めるものでございます。

資料は１９ページをお開きください。新旧対照表でございます。表の右側の改正後のほうをご覧ください。

第５章の次に第６章、駐車場として、第２４条に駐車料金の減免に関する規定を、第２５条に普通自動車の車体の大きさに関する規定を設けるものでございます。なお、規定の書きぶりにつきましては、佐世保市の他の例規と合わせるものでございます。

最後に、施行期日でございます。中央公園がリニューアルオープンし、図書館駐車場が有料駐車場として供用を開始する令和４年４月１日から施行するものでございます。

説明は以上です。

【西本教育長】

ただいま図書館のほうから説明がありましたが、これにつきましては委員のほうからご質疑等ございますでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

限られた台数のところで有料化して管理されるというのは当然のことかなと思うんですけど、この中に、１２時間までは８００円上限という、民間の駐車場みたいに長時間止めたときに８００円上限というのがあるんですけど、もしこれをすると、止めっ放しにする人が増えて図書館の駐車場が埋まってしまうんじゃないかなというふうに感じるんですけど、これはどういうふうにして決まったのでしょうか。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

この金額については、近隣の駐車場との均衡を考えまして、上限を設けて８００円ということになっています。

【中村委員】

１２時間まで８００円ということは４時間ですかね。一日中、図書館にいるような方もいらっしゃるということですか。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

確かに一日いらっしゃる方もいるとは思いますが、その方についてもこの金額で請求するような形に。料金は同様になります。

【西本教育長】

実は議論になったところなんです。今、図書館は無料ですよ。要するに、有料にするときに隣のメリッタKidsのところにそれなりの駐車場というか、台数を確保いたしました。昔、路上駐車を土日祝日は可能にしてたんですけど、それができないということで、必要台数は確保するというにしたときに、図書館以外の方が図書館に止める可能性もあるよねと。しかし、それは仕方がないというか、十分に、十二分に台数は確保できているので、その分には大丈夫だろうということになりました。

仮に上限をつけると、買物とかレジャーでも800円出せば12時間止められるという理屈にはなるんですけど。恐らくその方が止められても、図書館に支障は、ほかのところでカバーできるんじゃないかということで、一応、そういうふうに指定管理者との話も含めて、しておりました。

本当にレジャーで止めて、800円で止められるから、図書館のほうを利用する人は困るねという議論はあったんですね。まあ、台数は確保してるので、十分かなと。

【中村委員】

想定は何台ですか。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

今、図書館のほうは21台、駐車場があります。

【西本教育長】

全体は。

【中尾図書館長】

全体、隣のメリッタKidsのほうが118台になります。

【中村委員】

118台。その横の広いところですね。あそこが118台。そこと同じになってるんですか。

【中尾図書館長】

はい、同じです。

【萩原委員】

どこに止めても一緒ってことなんですか。

【西本教育長】

そうです。

【中尾図書館長】

はい。どっちでも共用して使えるような形です。

【中村委員】

はい、分かりました。

【西本教育長】

あの上の駐車場というか、広場は使えないんでしょうか。

図書館長。

【中尾図書館長】

暫定駐車場のほうは公園が管理しますので、こちらでは使えないようになります。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【中村委員】

減免に関して、③のその他市長が定める自動車というのがありますけども、どういった中身を想定されているのかなと。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

これについては、どういった自動車というのはしっかり決めてはいないんですが、どうしても緊急に止めないといけないような事案が生じたときに、例外規定を設けてないとどうしても減免することができないということで、この文言は加えさせていただいております。

【中村委員】

はい、分かりました。

【西本教育長】

古賀委員。

【古賀委員】

ありがとうございます。

それに幼稚園の園バスとかは入りそうですか。

【西本教育長】

図書館長。

【中尾図書館長】

今のところは、見学とか、そういった幼稚園の園バスとかは規定に入れてないです。
想定しておりません。

【西本教育長】

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、お諮りします。

佐世保市立図書館規則の一部改正の件は、原案のとおりご承認いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

では、このように取り計らいたいと思います。

それでは5番目です。佐世保市立小中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件
のご説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

説明資料は事前配布議題⑤をご覧ください。ページは20ページになります。

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件について説明いたします。

中ほどの提案理由でございますが、令和4年度に2学期制から3学期制に改正することに伴い、これまでの2学期制の学期区分と休業日について、必要な事項の変更改正を行うものでございます。

提案内容は記載のとおりでございます。詳細につきまして、新旧対照表にて説明いたします。22ページをお開きください。

まず、第2条第1項でございます。学期につきまして、第2条、学校教育法施行令第29条の規定による学期を2学期から3学期とする改正案でございます。学期の区分は12月の区分を7月末日、12月末日といたしまして、記載のとおり、(1) 1学期を4月1日から7月31日まで、(2) 2学期を8月1日から12月31日まで、(3) 3学期を1月1日から3月31日までと改正いたします。

次に、第3条第1項でございます。休業日につきまして、学校の休業日は、学校教育法施行規則第61条の第1号から第3号の規定により、国民の祝日、土曜日、日曜日及び設置する教育委員会で定める日となり、記載のとおり改めるものでございます。(1)の学年始めの休業日が4月1日から4月6日までとし、春休みを1日延ばすこととなります。(2) 夏季休業日を7月24日から8月28日までとし、夏休みを前後3日ずつ短縮する形になります。(3)、(4)につきましては従来と変更ございません。(5)は前号に定めるほか、校長が休業を必要と認め、教育委員会の承認を受けた日も変更はございません。

附則として、その規則は令和4年4月1日からの施行としております。

以上が改正案でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

【西本教育長】

ただいま説明ありましたけれども、委員の皆さんから何かご質疑等ございますでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

今のご説明ですと、休業日がトータルで秋の休業もなくなってるので、8日間ぐらい授業の日が増えるということの理解でいいんでしょうか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

トータルでいきますと、まず来年度ですけれども、今年度との比較でいきますと、まず春休みが1日延びますので、授業日はマイナス1になります。それから、夏休みがさっき申しましたように前後3日、合計6日間、授業日が増えますので、トータルで5日間授業日が増えることになっています。

なお、秋休みにつきましては、現在、スポーツの日が7月に移動していますが、従来、土日月の祝日の3連休をそのまま秋休みにしておりますので、授業日には影響はございません。

以上でございます。

【中村委員】

ああ、なるほど。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

古賀委員。

【古賀委員】

そうしますと、8月の29、30、31日はもう通常どおりの給食を食べる授業になりますか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

はい、お見込みのとおりです。

【西本教育長】

給食は教室で出すということですね。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

後ほど規則のところでご説明しますが、標準実施回数を3回増やしたような形になっております。それは給食を食べる回数が3学期制に伴って増えるということ。

すみません、日にち的なところについては、詳細を確認しておりませんでしたけど、3回増えるというような想定をしているところでございます。

【古賀委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、お諮りします。

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正の件は、原案のとおりご承認いただくということによろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのように取り計らいたいと思います。

次に、佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件です。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

説明資料議題⑥、31ページをご覧ください。

この件につきましては、先ほどの⑤と、それから、この後、議案として出します⑨との絡みがございます。説明申し上げます。

まず、佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正でございますが、中ほどの改正理由でございます。

令和3年9月に、佐世保市立小中学校及び義務教育学校と同様に、佐世保市立幼稚園条例につきまして、給食費の公会計化の導入に伴い、条例の一部改正をさせていただきました。今回、給食の取扱いに関し、必要な事項及び様式を定めるとともに、所要の改正を行うために、同条例の施行規則につきまして一部改正を行うものでございます。

詳細につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。32ページをご覧ください。

第1条、目的でございますが、表記の整理でございます。これまでの幼稚園の管理運営に関する定め第6条としていましたところを第8条としております。これは先般の幼稚園条例の一部改正で、第5条に幼稚園給食、第6条に給食費の減免の条文を二つ新たに追記したことによるずれでございます。

続きまして、第5条、教育週数等につきまして、表記の整理でございます。幼稚園教育要領の引用根拠等を追記しております。

続きまして、第6条、休業日でございますが、先ほども申しましたとおり、佐世保市

立学校の３学期制移行に伴い、市立幼稚園の休業日も同様に改正するものでございます。

続きまして、第１０条、入園条件でございますが、保護者の定義を先般の幼稚園条例一部改正に合わせて追記し、入園条件の文言整理をしております。

続きまして、第１２条及び第１５条におきまして、条文に主語を追記した文言整理をしております。

３３ページをお開きください。

ここからが幼稚園給食に係る条文でございます。第２１条から第２６条までの追記となります。

第２１条におきましては、幼稚園給食の申込み、第２２条では給食費の額を定めております。なお、金額は３５ページの別表として記載をしており、今回は月額３,５００円としております。

続きまして、第２３条は給食費の納付といたしまして、納付期限について定めております。

第２４条は給食費の減免として、特に災害等により給食費を納付する資力がないと認められるときを追記しております。これは災害等に伴う給食費の納付減免について配慮するものでございます。また、併せまして、減免の承認・不承認につきましても所定の様式を定めております。

第２５条は職員の給食費等について、幼稚園職員、試食会等も含めませんが、臨時に幼稚園給食の提供を受ける場合における費用の徴収の規定を定めたものでございます。

第２６条では、幼稚園給食の停止または再開の届出について記載したものでございます。

続きまして、３６ページからは関係様式を載せております。第３号は預かり保育、入園等に係るものでございます。これは保護者の押印の削除です。同じく第４号様式におきましても、氏名を申請者に文言訂正をして、押印を廃止しております。

また、先ほどの第２１条から２６条の関係様式を第５号様式が給食申込書、第６号が減免申請書、第７号が減免決定通知書、第８号が職員用給食申込書、第９号に給食停止届の各様式を定めております。

最後に、４４ページに施行日を令和４年４月１日としております。

以上が改正の案でございます。ご審議お願いいたします。

【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、委員の皆様から何かご質疑等ございますでしょうか。

これは小中学校の給食費のときの改正と内容は同じですね。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

はい、そろえております。

【西本教育長】

何かご質疑は。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、お諮りします。

佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件につきましては、原案のとおりご承認いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、そのように取り計らいたいと思います。

先生たちは、例えば、小学校の給食、中学校の給食、幼稚園の給食、値段が違うんですね。その値段の違いでお支払いになられるんです。

【陣内学校教育部長】

そうです。中学校の先生が多く払ってます。

【西本教育長】

カロリーが違うのかな。

【陣内学校教育部長】

文科省が標準カロリーというのを設定してるんですよ。小学生は1食何カロリー、中学校は何カロリーって。それを食材費で準備していくときに、食材費を考えれば、当然、食材費が中学校のほうが高くなって、小学校は安くなるんですよ。だから、子どもには多くついで、先生には少しつぎますという理屈はできなくて、均等に食缶に入ってる。

生徒30人分、それから、先生分1人の31人分を、1,000カロリーやったら1,000カロリー掛ける31という入れ方をしていきますので、多く食べないから、少食だからとか、もう年にとってあんまり食べないと言っても同じです。

中学校の先生は、食べるのも苦労して食べてます。

【中村委員】

量的にですね。中学生のあれに合わせたカロリーだから。

【萩原委員】

そうですね。大分違いますよね。

【西本教育長】

それでは、次です。

佐世保市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正の件です。
学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

説明資料、議題⑦をご覧ください。71ページでございます。

佐世保市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、
提案を説明いたします。

中ほどの提案理由でございますが、先ほどから出しております佐世保市立幼稚園条例
施行規則の一部改正にございましたとおり、市立幼稚園の給食費の公会計化の導入に当
たり、幼稚園給食の給食費の徴収に関する項目の規定を追記するものでございます。

提案内容について説明いたします。73ページをご覧ください。

第2条、補助執行させる事務につきまして、教育委員会の権限に属する事務のうち、
次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるとの規定があり、第4号
に佐世保市立幼稚園の保育料の徴収に関することを、今回、右側の佐世保市立幼稚園の
預かり保育料及び給食費の徴収に関することと訂正いたします。

附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日からといたしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

【西本教育長】

ただいま説明ありましたけれども、委員の皆様からご質疑等ございませんでしょうか。

これは、本来、幼稚園は教育委員会が経営するものになってるんですけど、実際には
市長部局でお願いをしております、補助執行というか、向こうにさせているというこ
との中で、給食費も同じようにするというふうなことでございます。

ご質疑ございませんですね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、お諮りします。

佐世保市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正の件につ
いては、提案のとおりご承認いただくことでよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。そのように取り計らいたいと思います。

それでは次に、佐世保市幼児言語障害通級指導教室管理規則の一部改正の件です。説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

説明資料は議題⑧、76ページをご覧ください。

佐世保市立幼児言語障害通級指導教室管理規則の一部改正の件について、提案を説明いたします。

中ほどの提案理由でございますが、この教室は保護者や幼児の通級に対するニーズの多様化に柔軟に対応することに伴い、指導する日を変更するために必要な事項を変更改正するものでございます。

まずもって、幼児言語障害通級指導教室は言葉に障害のある幼児に関する指導及び相談を行うことにより、障害をできる限り取り除き、改善、克服を図るとともに、心身の健やかな成長を目指すために設置されたもので、現在、清水小学校内に設置し、指導者を2名、本市雇用の会計年度任用職員で指導しております。

提案内容について説明をいたします。78ページをお開きください。

今、申した者が指導しておりますが、指導方法といたしまして、現行の規則では週1回または2回、指定された曜日及び時刻に通級することとなっておりますが、先ほど申しましたとおり、保護者や幼児の通級に関するニーズは多様化しており、そこで柔軟に対応するために改正後は指定された日及び時刻に通級して指導を受ける者ということに改めるものでございます。

現況を申し上げます。

令和3年度、幼児ことばの教室の通級児童は16名、通級指導は年長児が週1回または2週に1回、年中児が月1回または長期休業中のみの通級となっており、それぞれ保護者のご都合やニーズに合わせた対応をしております。

また、通級指導以外の時間帯に保護者を対象に教育相談を行っており、構音障害、言語遅滞、吃音などについて、教育相談を令和3年1月まで今年度の実績としては366件の相談対応を行っております。

このような現状を鑑みながら教室の運営を充実させるため、今回、規則の一部をご覧のとおり改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

【西本教育長】

ただいま説明ありましたけれども、委員の皆様からご質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。

中村委員。

【中村委員】

全体で、何人の生徒さんの中で16名が通級されているということでしょうか。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

年間、1学年当たり、現在1,900名から2,000名が1学年当たりの出生数になっております。このうちの、例えば年長児でいいますと、14名ですので、パーセンテージで0.7%になります。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

萩原委員。

【萩原委員】

随分前に比べて、通級が少なくなっているように思うんですが。お母さんたちの都合があるでしょうけど、その効果というのは大丈夫なんじゃないかな。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

本年度の実績でいきますと、14名中、改善が見込まれて終了した子どもたちが5名。改善率でいくと35.7%。

以前は、委員さんご指摘のとおり5割近くありましたけども、通級者自体もコロナ等の影響があって少なくなっております。

以上でございます。

【中村委員】

でも、その5名の方はもう改善して、これを卒業することができたということなんですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

幼児ことばの教室は、この後、小学校のことばの教室のほうに改善がなかった子どもたちについてはつなぎを入れて、またさらに指導していくという形で、5名についてはこれで終了ということになります。

以上です。

【中村委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、お諮りします。

佐世保市立幼児言語障害通級指導教室管理規則の一部改正の件につきましては、原案のとおり、ご承認いただくということでよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

そのように取り計らうことにいたします。

最後になりました。佐世保市学校給食に関する条例施行規則制定の件です。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

資料84ページをお開きください。

佐世保市学校給食に関する条例施行規則制定の件でございます。

佐世保市学校給食に関する条例、これは8月の定例教育委員会で議決をいただきまして、9月の市議会のほうで同じく議決をいただきまして、4月1日からの施行ということで条例のほうは成立しております。この条例を受けまして、学校給食費の額など必要な事項を定めるための規則を制定するためにご提案しているものでございます。

提案内容については、主なものにつきましてはそこに書いてありますけれども、具体

的に規則のほうでご説明しますので、次のページをお開きください。

85 ページです。主なところをご説明いたします。

第1条では、この規則の趣旨について定めております。

第3条は、学校給食の申込みということで、まず児童または生徒の保護者は第1項。第2項で教職員、第3項で試食会の参加者について、学校給食を食べる場合には申込書が必要ですというふうなことを定めております。第4項につきましては、内容が変わった場合の変更届等の規定をしております。

第4条でございます。これは学校給食の年間基準実施回数を教育委員会が別に定めるということで、基準の回数について定めるものでございます。

第5条は、学校給食費の額を定めておりまして、これは後のほうでご説明いたしますけれども、別表のほうで定めております。それと第2項については、各期におけます納付する額を定めております。

続きまして、86 ページをお開きください。

第6条は、学校給食の提供を受けないときには、学校へ連絡した後、学校給食の停止届を出してくださいというようなことを規定しているものでございます。また、同様に、第2項では、また食べ始めるときには開始の届けを出してくださいということを定めております。

第7条につきましては、学校給食費の通知に関することについて規定しておりまして、学校給食費の負担者に対して額の通知を行うということを規定しております。

第8条については、学校給食費の納付方法に関する規定で、原則として口座振替をお願いするものでございます。

第9条につきましては、就学援助や保護費、生活保護世帯等についての学校給食費の徴収に関する規定を定めております。

続きまして、87 ページをお開きください。

第10条が学校給食費の納期限ということで、これも別表第2のところに定めておりますので、後ほどご説明いたします。

第11条が学校給食費の減免ということで、先ほどの幼稚園でもございましたけれども、災害等で資力等に大きな影響を受けられた場合については減免できますよというような規定を設けているところでございます。

第12条については、途中で転校されたりした場合など、過納とか誤納があった場合にはお返ししますよというようなところを定めております。

第13条につきましては、学校給食費の調整ということで、どうしても月割額と単価等の関係で、実際、差が出てくる場合がありますので、3月末で調整しますというところを定めております。

88 ページをお開きください。

これが別表第1になります。小学校につきましては1食単価は230円、中学校については280円。月割額につきましては、後ほどご説明いたしますけれども、給食実施回数が3回増えたことによりまして、100円上がって、小学校で4,000円、中学校

で4,700円。

別表第2の納期限につきましては、これまでは4月から3月までで8月を支払わないというような形になっておりましたけれども、5月から始まって8月も納付していただいていたので11月ということで、開始月が一月遅れた代わりに8月は頂くというような形になります。

次の89ページ以降につきましては、それぞれの各条にありました申込書等の様式を添付しております。

1個飛んでいただきまして、98ページをお開きください。

98ページに一応、参考として、可決いただいております条例についてつけております。

次に、99ページをお開きいただきてよろしいでしょうか。少し詳しくご説明をいたします。

規則の第4条関係でございますけれども、先ほどありましたように、令和3年度は小学校が大体188回、中学校が179回、給食を実施しておりましたけれども、3学期制に伴いまして、給食回数が小学校で191回、中学校で182回を見込んでおりまして、3回ずつ増えているというようなことでございます。

内訳としては、パンの日が73回、米飯118回。中学校は同様に70回と112回を見込んでいるところでございます。

2番目の学校給食費の額でございますけれども、1食単価、給食自体の値上げはしておりません。1食単価は同じように230円と280円。月割額が、先ほど申しましたように100円刻みで設定していることから、4,000円と4,700円になっておりますけれども、1食単価で計算した数字と差が当然出てまいりますので、この分については3月で調整して、少ない額での引き落としというようなことで調整してまいりたいと思います。

次に、学校給食費の納付方法につきましては、原則として口座振替でございます。それから、口座振替を申し込まれてない方とか不定期喫食者は納付書払いです。納付書については、コンビニでも支払えるように対応するようにしております。

次が100ページ目です。

常時喫食者の、先ほどの1から11回、11回に分けてお支払いいただく分の金額と、あと喫食月なんですけれども、先ほど言いましたように、5月にお支払いいただく分というのは後払いのような形になるんですけれども、途中で夏休みを挟んで支払っていただく関係で、途中から当月払いというような形で3月までと。その第11期目が4,000円と4,700円になっておりますが、当然、喫食回数によって調整いたしますので、通常どおりの回数が実施できましたら、もう少しお安い金額での引き落としになるというふうなことで調整を行っていきたいと考えております。

あと、不定期喫食者につきましては、これは一月遅れます形で5月、6月、7月で、最終の3月については4月28日を納期限というような形で不定期喫食者についてはお願いしたいと思っております。

以上の説明で終わります。ご審議よろしくお願いたします。

【西本教育長】

ただいまご説明ありましたけれども、委員の皆様からご質疑がありませんでしょうか。

【中村委員】

８９ページに学校給食の納付方法で、基本的に原則として口座振替となっておりますけれども、場合によっては納付書をとということで、コンビニ対応も可なんでしょうか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

コンビニのほうに持って行っていただければお支払いいただけるように、手続というか、事務のほうを進めております。納付書を持っていけば。

【中村委員】

市の納付書ですか。

【有富学校保健課長】

市の納付書です。

【中村委員】

市の納付書はもう全部コンビニ対応可ですか。

【有富学校保健課長】

給食費は対応可能です。

【中村委員】

給食費だけです。

【松尾総務課長】

税とか保育料とか、そういった料金につきましてもコンビニ対応してます。

【中村委員】

施設使用料とか。

【松尾総務課長】

施設はやってないと思います。

【中村委員】

どうもありがとうございました。

【有富学校保健課長】

コンビニで対応可になってますので、銀行に持って行っていただかなくてもいいというのは、仕事の帰りにコンビニでとかいうようなところで、保護者の方には利便性を感じていただけるのかなと考えております。

【中村委員】

そうですね。ありがとうございます。

【西本教育長】

スポーツ施設はカード払いでいいようにしてあります。東部スポーツ広場はカードで払ってることもあるので。だんだんそういうふうにＤＸで、現金を扱わない方法も検討されてると思います。

萩原委員。

【萩原委員】

ご自分の都合で給食を食べない子どもさんというのは今どれぐらいいるか分かりますか。給食じゃない、自分のお弁当を持ってくる子というのが。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

アレルギー等の対応の中で弁当対応というお子さんも当然いらっしゃるんですけども、すみません、今、手持ちで何名おられるかというような数字まではちょっとわかりません。

【萩原委員】

はい、分かりました。

【西本教育長】

中村委員。

【中村委員】

同じような質問なんですけど、小麦のアレルギーとか、そういう子どもさんに対する対応を給食でされてるわけじゃなくて、その場合はもう家庭でしてくださいということになるんですか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【有富学校保健課長】

代替食であったり、除去食。佐世保市の中学校の給食センターであれば代替食を作っております。給食室の場合には除去食というか、アレルギーを持っている分を除いたような形で調理した分を用意しております。どうしても対応できない場合にはお弁当。例えば、一部をご持参される場合もありますし、例えば牛乳だけ除くとか、そういう場合もあります。

それはそれぞれのお子さんに応じて、4月に生活管理表というものを出してもらって、何がアレルギーかというのを学校と確認した上で、給食の対応をしていることになります。

【中村委員】

分かりました。

【西本教育長】

小学校は自校方式が多いので、いわゆる代替食はできないんでしょうね。給食センターは一応、できるだけ対応できるんですけど。ですから、除去食か、もう家から持ってきていただくかがいわゆる自校方式でやっている小学校は多いです。

【中村委員】

分かりました。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

じゃあ、お諮りします。

佐世保市学校給食に関する条例施行規則制定の件については、原案のとおりご承認いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのように取り計らいたいと思います。ありがとうございました。

以上で予定されておりました議題につきましては、全て終了いたしました。

協議事項はございませんので、報告事項にまいりたいと思います。

それでは報告事項①です。障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正について、お願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正について、報告説明をさせていただきます。資料は報告①。お手元にございますでしょうか。１ページでございます。

障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正についてでございます。

初めに訂正させてください。４ページと５ページに同じ印刷物が入っておりまして、申し訳ございません。説明の中で５ページは削除して説明を申し上げます。申し訳ございません。

それでは、１ページにお戻りください。１ページをご覧ください。

要綱の改正内容でございますが、中ほどの第１条に記載しておりますが、前回、定例教育委員会についても説明申し上げましたとおり、令和３年９月１８日に施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、本市の関係要項について法の趣旨に沿った形で文言改正等を行っているものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表を見て説明いたします。

先ほど言いました４ページをご覧ください。

さきに説明を申し上げましたとおり、この本要綱が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づいて改正するものでありますので、条文の冒頭に法律名を追加しております。また、対象となる児童生徒を「佐世保市に在籍する」から、「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校において」と改めております。

第３条につきましても、「就学指導委員会」を平成２７年４月から「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校就学等に係る教育支援委員会」と組織名称を変更しておりますので、その旨、変更させていただいております。

第２項の医療的ケアの内容は、今回施行されました法に医療的ケアの定義が明記されましたので、この定義に合わせて追記しております。

第５条、医療的ケアの実施条件の中で、改正前の第４号の中では、資格を有する補助指導員が不在の場合は保護者が医療的ケアをする場合という、家族のケアを行うことをうたっておりますが、今回の法の第１０条第２項に、「国及び地方公共団体は、保護者の

付添いがなくとも、適切な医療ケアその他の支援が受けられるよう必要な措置を講じるもの」とありまして、医療的ケア児の家族の支援も法の趣旨にありますので、その条文を削除しております。

第7条は第3条と同じ、組織名称の改正でございます。

5ページは飛びまして、6ページをお開きください。

第11条、資格を有する補助指導員の役割についての条文でございます。

1号は、医療的ケアの実施に当たり、「主治医との連携」とあります条文を具体的な「主治医の指示書等に基づき、校長の指示及び監督のもとで医療的ケアを実施」するよう改めております。これは令和4年2月1日付の長崎県教育委員会が定めた特別支援学校における人工呼吸器を使用している児童生徒の安全安心な学校生活のためのガイドラインというものがございまして、その手続に基づいて必要な文言を追記しております。

(5)におきましても、医療的ケア児の身体の変化等で医療的ケアが実施できないときの対応につきまして、改正前は、校長に対し校内医療的ケア委員会での再検討を求めるとなっておりましたが、緊急でございますので、さきのガイドラインに基づき、補助指導員の役割としては、保護者への連絡と主治医の指示を求めるというふうに改めております。

第12条、保護者の役割として、保護者の同意を追記しております。

それから、次に関係する様式につきましては、7ページからずっと17ページまで続きますが、様式1から様式8までございます。主に改正内容は、元号の平成を削除し、和暦、西暦両方で対応できる様式としております。

一つだけ紹介させていただきます。17ページの様式8でございます。

この様式8につきましては、医療的ケア実施記録表を改めております。改正前は左側でございます。上段の実施依頼内容が併記されており、実施内容も限定された中休み、昼食時の気管切開チューブによる痰の吸引という記載もございましたが、今回、定義にありました医療的ケア全般に対応できるよう、実施記録表を右のように改めております。

以上、障がいのある子どもの医療サポートの実施要綱の一部改正についての報告説明を終わります。

【西本教育長】

ただいま説明ありましたが、委員の皆様から何かご質問ございますでしょうか。

この提案内容は分かるんですけど、目的というか、何をどういうふうにされるのが目的だったんでしょうか。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

法の部分について説明を申し上げます。

先ほど申し上げました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法の施行の中で、これまでの医療的ケア児が通常の児童生徒と共に教育が受けられるよう、国及び地

方自治体が最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援を行うに当たり、諸項目を指定したものでございます。以前は保護者の付添いや医療的ケアの定義もなく、その部分について曖昧な部分がありましたが、今回、医療的ケアの定義、それから保護者の付添いがなく、地方公共団体がその分の支援体制を整えるようなことについて追記があり、その部分が基本的な理念としてうたっており、その要綱を加えたものでございます。

【西本教育長】

委員の皆さん、よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、お諮りをいたします。

障がいのある子どもの医療サポート実施要綱の一部改正の件についての報告はよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

続きまして、2項目めの報告です。新たな人事評価制度にかかる「苦情処理実施要綱」及び「苦情等審査会実施要領」の策定についての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

新たな人事評価制度にかかる「苦情処理実施要綱」及び「苦情等審査会実施要領」の策定につきましてご報告をいたします。

お手元の資料が83ページもありまして、別冊で本日、カラー版で、説明をするページだけ、34ページからになっております青い印刷物でございますが、そちらを使いまして説明をいたします。このページは事前にお配りしておりましたページと合わせておりますので、後ほど併せてご覧ください。

まず、34ページをお開きください。

令和4年度から実施される新たな人事評価について概要を説明いたします。

この人事評価制度は地方公務員法第6条及び地教行法第44条により実施されております。

一つ目が、そこに記載の業績評価と能力評価という二つの評価により、5段階で評価するものでございます。そして、下段になります。地方公務員法第23条により、こ

の二つの評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料として活用していくものでございます。

2枚目、72ページをお開きください。

このポンチ絵でございますが、新たな人事評価制度について記載したものでございます。左上にございますとおり、人事評価のねらいは、教職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人材育成を図り、学校組織の活性化に資するとともに、人事管理の基礎とするものでございます。

この制度が導入された流れが下に記載のとおりでございます。

平成18年度に目標管理制度と勤務評価制度という二本柱でスタートし、平成26年5月に地方公務員法が改正され、その評価を先ほど申しました任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用することが法定化されました。その後、平成28年4月1日からこれが施行されているところでございます。

全国各県においてこの制度は導入されており、このたび本県におきましても、新たな人事評価制度として、来年度、令和4年4月1日から実施することになりました。九州内では長崎県が一番最後に入っていくものでございます。

同じく右上をご覧ください。

この人事評価の制度の仕組みが、先ほど申しました緑色のところの業績評価と能力評価の二つで行います。評価対象者は原則として全ての職員が対象となります。

左側の業績評価は、教職員があらかじめ設定した職務目標の達成度、当該目標に対する取組状況、組織における貢献度に基づき客観的に評価するものでございます。評価としてはSSからCまでの5段階の評価がでございます。右側の能力評価とは、職務遂行の過程において発揮された教職員の能力を客観的に評価するものです。評価は同様に5段階の評価を実施します。

具体的な評価基準につきまして、今、言いました左側の業績評価が次の44ページ、それから、右側にありました能力評価の評価基準が50ページと記載されたところがございます。

それぞれの評価基準にのっとり、一番上のSSの段階からCの5段階で評価をいたします。通常の基準の業務を行った場合の評価は真ん中の標準Aという評価になります。

なお、業績評価は勤勉手当、能力評価は昇給に反映することとなります。

ページをお戻りください。72ページ、2枚目にお戻りください。

右側の中ほどにあります年間の流れでございます。

評価期間につきましては、どちらの評価も毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間としており、評価基準日を1月15日として、校長は所属職員を評価しています。1年の流れの中で教職員自身が自己評価をした後、評価者なる校長がこの1月から2月の中で最終評価をし、職員と最終面談の中でフィードバック、いわゆる評価結果の開示をすることとなります。

教職員はこのフィードバック——評価結果の開示を受け、その結果について納得がいかない場合は苦情等を申し出ることができ、一番右端の苦情相談の部分がそこに当たる

ものでございます。

下段をご覧ください。

この制度の今後のスケジュールですが、先ほど申しましたように令和４年度からこの制度は導入されますが、評価結果を令和５年度の給与等への反映は来年度は行いません。令和５年度の評価結果を令和６年度の給与等への反映になります。

なお、反映されるものは令和５年度の評価のうち、一番上のＳＳと一番下のＣが給与等への反映ということになります。

それでは、議題にあります苦情相談制度について説明をさせていただきます。

３ページ後の８３という表記があるページのほうへお進みください。

８３ページ、人事評価制度における苦情対応の流れの案でございます。

先ほど申し上げましたとおり、職員は校長の評価結果に異論や疑義など納得できない場合は管理職員に説明を求めることができます。この説明についても納得ができない場合は、評価結果伝達日から７日以内に苦情相談を申し出ることができます。この苦情相談制度は口頭での話し合いによる苦情相談と、真ん中下にごございます苦情相談では解決できなかった事案に対する苦情処理の２段階による対応で進めてまいります。

市内小・中学校、義務教育学校における苦情相談・苦情処理については、佐世保市教育委員会が整備するこの要綱等に沿って対応することとなります。

それでは、要綱及び苦情相談の実施要綱について、簡潔に説明させていただきます。次の７３ページと表記があるほうにお進みください。

このページは、長崎県市町村立学校教職員の人事評価に対する規則でございます。次の次のページの７５ページの一番下のこの規則の第１５条をご覧ください。

ここに苦情等の申出――被評価者は、人事評価の結果に関する苦情等があるときは、当該被評価者が所属する学校を所管する教育委員会が別に定めるところにより、苦情等申し出ることができるものと書いてあります。

これに基づき、佐世保市が策定したものが７７ページにお進みください。別紙１、佐世保市立学校教職員人事評価に係る苦情相談・苦情処理実施要綱という形で案を出しているところでございます。こちらのページに、１．目的にごございますとおり、この要綱が佐世保市立学校教職員の人事評価に関する苦情相談・苦情処理の実施に関し、必要な事項を定め、公正性・公平性の確保に資することを目的としております。

第２条の相談員の配置でございます。

教育長は、評価結果に関する苦情・不満に適切に対応するため、相談員を配置いたします。相談員は学校教育課管理担当職員が行い、相談、評価者その他に対する聞き取り、説明、助言など必要な措置を行います。苦情処理の円滑な処理に効果的と判断される場合においては相談者と評価者の双方による話し合いのあっせんを行い、確認結果の伝達その他措置を行います。

第４条でございます。教育長は、苦情相談で解決しなかった事案に対するため、学校教育課に苦情処理窓口を設置し、その苦情処理について審査するために、佐世保市立学校教職員苦情等審査会を置くことといたします。

第5条では、苦情等の申立があった場合には、学校教育課担当が窓口となって、80ページにあります申立書という様式を受理し、その後、必要に応じて関係者から意見聴取を行い、その結果を申立人、評価者へ通知することとなります。

以上が要綱の概略でございます。

続きまして、先ほど言いました苦情等審査会の実施要領についてご説明いたします。79ページ、実施要領についてご覧ください。

これは、ただいま説明しました苦情処理実施要綱の第4条第2項に定めております審査会の適正な実施を目指すために策定したもので、主に苦情等審査会の目的や組織、事案の調査や審査等の手順について定めたものでございます。

第2条をご覧ください。

この審査につきましては、先ほど言いました苦情相談において解決できなかった事案、それから、2番目に教育長が特に必要と認めた事項について審査をする組織になります。

第3条に、この審査会の組織として、審査会の委員は教育長、学校教育部長。訂正がございます。学校教育部次長兼学校教育課長でございます。すみません。そして、学校教育課管理担当をもって構成する。必要に応じて、教育総務部長、教育委員会総務課長、学校保健課長を加えるとしております。そして、審査会の委員長には教育長、調査員として学校教育課管理担当をもって充てることといたします。

第4条、第5条では、事案の調査や審査等について定めがございます。その後、審査会において協議の上、勤務評価等に対する苦情の審査結果通知書等により、申立者に通知をする運びとなります。

この後のページ、80ページ、81ページ、82ページ。別紙3までございますが、これにつきましてはこの要綱、要領に係る申立書、報告書、通知書等の様式でございます。

ここまで報告いたしました実施要領及び審査会の実施要領等に基づき、新しい人事評価制度における苦情相談・苦情処理については適切に対応していくことといたします。

なお、さきに申しました新しい人事評価制度の本来の目的でございます教職員の能力や業績を客観的かつ公正に評価することで人材を育成し、学校組織の活性化が第一義でございますので、制度の趣旨が生かされるよう指導してまいりたいと存じます。

以上で報告を終わります。

【西本教育長】

ただいまの報告につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

この総合評価がS SからCまであるんですけど、これは何%ずつ割り振るとか決まってるのか。それとももうこの人はこうだということであれば、もう何人SにしてもS Sにしてもいいのか、そういうのは決まってるんでしょうか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

評価につきましては、先ほど申しました評価基準に基づいて、それぞれ評価者が決定することになりまして、必ずＳＳや必ずＣを入れるというようなパーセント基準はございません。基準に基づいて評価者が評価をいたします。

以上です。

【中村委員】

これは新しい評価ということなんですけど、これまでも同様のものがあったんでしょうか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

まず、地方公務員法という法の中で、地方公務員は人事評価を適切に実施して、それで昇給とか人事配置等々に反映しなさいというのができました。教職員に関しましては、地方公務員の中でも、任命権者が県、服務監督権者が市という二重構造になってますので、教育公務員特例法の中で、教育公務に関しては県が計画をつくりなさい、実施は県の計画に基づいて市や市教委がしなさいという二重構造でつくられたということです。

今回はこれの７３ページからある要綱、これは県がつくった計画でございまして、この計画の中で苦情のあったときは市が対応しないといけないという計画になっておりますので、市で苦情があったときにどう対応しますよというのが改めてつくった要綱と。その要綱をご報告させていただいてるという中身でございます。

これまで地方公務員法の改正が２６年に起こりまして、２８年度からは、実施しなさいとなりました。そのときに今のような制度はできていたのですが、そのときに給与反映をしておりませんでした。校長に関してだけは給与反映をしていたんですが、それ以外に関しては給与・昇給に反映をしていなかった。また、給与・昇給反映をしない、イコール評価結果を直接きちんとした形で職員に開示はしていなかった。それが今回から昇給、それから、給与に反映させるようになり、また、そのために評価結果を本人にきちんとか開示するようになる。ここが大きな変化でございます。

それに伴って、苦情、説明責任の発生が起きますので、その実施の在り方を整えましたというものでございます。それが今回の改定でございます。

【中村委員】

よく分かりました。

【萩原委員】

じゃあ、今までは苦情がたくさんあったとかではないんですか。

【西本教育長】

学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

一般職員に関しては、給与にも反映していませんし、結果説明するときも、やわらかく、あなたはAですとか、SSとかいう言葉は使わずに、こういったところがよく頑張られてましたね、今度こんなところをやりましょうねという口頭での開示でございましたので、苦情というものはその場でやり取りの中で済んでいたと。

【萩原委員】

今度はこういうことをしますよというのを先生方にも全部開示するということだから、苦情もいいですよということになるということですね。

【中村委員】

そうになると、やっぱりCをつけられた先生は納得しないと、すぐこういうことになりそうですよね。給料も下がるということになれば。よっぽどじゃないとCはつけられない。覚悟を持ってないとという感じですね。

【萩原委員】

学校の先生も能力というのが入ってきたんだなというふうに感じてます。

【西本教育長】

私から質問ですが、県下一斉にこれを実施するわけですから、相談・苦情処理の要綱についても大枠は全部一緒だろうと思いますが、相談を受け付けて、苦情処理をして、それでもなお不満があるという方はどこに持っていけばよろしいのでしょうか。市の職員だと公平委員会という仕組みがあります。

【中村委員】

問題を起こしたぐらいじゃないとCにはならないですよ。給与も下がるということ

【西本教育長】

さっきもおっしゃったように、管理職ぐらいまではみんな納得されると思うんですけ

ど、先生とか数が大きくなると、いろんな方もいらっしゃいますので。
学校教育部長。

【陣内学校教育部長】

今、調べておりますので、その間、今の話題について。

大きく厚いほうの50ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。

50ページと51ページで、Cはどんな人がつくかという話なんです。例えば、51ページの一番下に③生徒指導とございます。児童生徒の理解に努め、児童生徒と教職員の望ましい信頼関係を築けるよう適切な指導や支援することができる、これが標準。この観点でいって、50ページでございますが、Cではそういった行動が全く、またはほとんど取られていなかった。そういう先生に関してはこれがCになるということになってます。

ですから、Cというのは、もうほぼほぼ教育指導が機能してない、相当なレベルになるかとは思います。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

令和3年11月に長崎県教育委員会義務教育課のほうからの通知に、県教職員苦情相談につきまして、各市町教育委員会が設置する相談窓口以外に、佐世保市及び長崎市を含む8市につきましては、市のほうに公平委員会を設置しております。この公平委員会等に対しても苦情相談を申し出ることができることを規定しておりますので、そちらのほうになります。

以上です。

【西本教育長】

公平委員会ですね。

【西本教育長】

松野委員。

【松野教育長職務代理者】

この件に関しては、まず評価者としての立場の学校の校長ですね。その辺をきちんとした評価する面とかですね。評価はもう2月末になさるわけですから、そこに至るまで、いかに指導の手を加えてきたのかといった面で非常に難しいところもありますし、ある面では、評価される側の被評価者のほうは、どうしても自己目標の設定ということでは、自己評価そのものが低い部分があって、自己評価の部分とこちらの評価する分との差、

ギャップというのがやっぱり出てくる部分もあるものですから、1年間のやり方として、管理職としては非常に大変な作業といいますか、仕事になってくるんですけども、実際にはこれをやっていかないといけないので、いよいよ来たかなというところで、学校現場、特に校長先生方は大変なのかなというのが感想としてあります。

市のほうでは、いわゆる評価の説明をそれぞれしますよね。そのときに評価を伝えて。苦情等は市のほうはどうなんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

似たような仕組みがございまして、人事担当課ですから、教育委員会であれば総務課のほうに相談をしていただくようになりますし、そこで解決できないものは、ワンステップあって、市長部局にあります総務部の職員課のほうにまた相談窓口がありまして、そこで検討しまして、さらには同じように公平委員会という流れがございます。

【松野教育長職務代理者】

苦情とか、数的には上がってますか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

まず、教育委員会の総務課で受け付けた件数はありません。ゼロ件です。市長部局側でも受け付けたことはないと思います。

【松野教育長職務代理者】

はい、ありがとうございます。

【西本教育長】

よろしいですか。

それでは、ただいまの報告についてはよろしいですか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、次の報告にまいります。

令和４年度佐世保市教職員研修計画について。
センター長。

【高橋教育センター長】

報告事項８４ページ、Ａ４横の１枚紙をご覧ください。

教職員の研修体系でございますが、この研修を通しまして、３００本弱の研修数、それから、延べ６，０００名を想定して研修を行う計画です。これらの研修計画をもちまして総合的に教職員の資質の向上を図ってまいります。

マイナーチェンジの仕掛けとしては、一つ目は真ん中ほどに立ててあるんですけども、若手の継続研修コースとして、小学校２年目から５年目までの若手教員に対して、学校を超えて、年齢、経験年数の枠を超えて学び合うコミュニティをつくりまして、授業力の向上やミドルリーダーの育成を図ってまいりたいと思っております。

二つ目は、４月の早速４日から３日間連続で１日１５分間なんですけど、２回ずつ、オンラインのミニ研修として研修を行っていきたいと思っております。これは自由参加のフレキシブルな形です。新たな３学期制ということで始業日までに１日余裕ができたことと、佐世保市のネットワーク環境というのが整いまして、オンライン研修の体制が整ったことによるチャレンジと考えております。

三つ目は、喫緊の課題としまして、１人１台端末とＩＣＴ活用に係る研修、それから、性の多様性やヤングケアラー、それから、子どもの貧困などの新たな課題への対応。すみません、あとＩＣＴに係りましてはデジタル教科書といった新たに入ってくる教材とか、そういったものを研修等で紹介してまいりたいと思います。

なお、実施した研修につきましては、研修のお裾分けというような名前をつけてるんですけども、教職員だけが見れるサイトに圧縮版といいますか、オンデマンドで見れるような体制も整えていきたいと考えています。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいま研修について報告がございました。委員の皆様から何かご質疑等ございますでしょうか。

例えば、４月３日から３日間、１５分ですか。

【高橋教育センター長】

１５分ずつです。

【西本教育長】

私がちょっと見ようと思ったら、私のアカウントでつながるんですね。

【高橋教育センター長】

はい。スクールネットの市教委のお知らせにアカウント等を掲載しておりまして、その中で選んでいただきますと、自由に見れるようになっております。

【西本教育長】

なかなか先進的な取組をされているので、ちょっとのぞいてみようかなという気もします。

【古賀委員】

でも、そこもオンデマンドですよ。

【高橋教育センター長】

はい、最終的にはオンデマンドの形にしていきたいと思います。

【西本教育長】

よろしいですか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、今、報告がありました教職員の研修計画については以上としたいと思います。

以上で報告事項は全て終わりました。

全体を通して何かご質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

以上で3月の定例委員会について、全ての議題、報告事項が終わりました。全体を通して委員の皆様から何かございますでしょうか。ございませんね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、これで閉じたいと思います。お疲れさまでございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----